

障害・疾病のあるお子さんのために



えこっくる江東
「あられさん」

手帳の交付申請

身体障害者手帳

お問合せ先 障害者支援課身体障害相談係 ☎3647-4953 FAX 3647-4910
☎3647-4958

身体に障害のある方に交付される手帳で、障害の程度によって1級から6級の等級があります。障害のある方が安心して生活していくために、さまざまなサービスを受けることができます。各種サービスを受けるには、身体障害者手帳が必要となりますので、手帳の交付申請をしてください。

愛の手帳

お問合せ先 障害者支援課愛の手帳相談係 ☎3647-4954 FAX 3647-4910

東京都が知的障害児(者)の障害の程度を総合判定し、1度(最重度)から4度(軽度)に該当する場合に交付されます。申請先については別途お問合せください。知的障害のある方が安心して生活していくために、さまざまなサービスを受けることができます。各種サービスを受けるには、愛の手帳が必要となります。

手当・助成

児童育成手当(障害手当)

お問合せ先 こども家庭支援課給付係 ☎3647-4754 FAX 3647-9196

詳細はP105をご覧ください。

特別児童扶養手当

お問合せ先 こども家庭支援課給付係 ☎3647-4754 FAX 3647-9196

障害のある児童を養育している方に支給される手当です。

・次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方

- (1) おおむね身体障害者手帳1～3級程度の児童
- (2) おおむね愛の手帳1～3度程度の児童
- (3) 長期間安静を要する症状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童
- (4) 複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります

■手当月額

・重度障害児 1人あたり55,350円

・中度障害児 1人あたり36,860円

詳しい内容はこちらでもご確認いただけます。



障害児福祉手当

お問合せ先 障害者支援課障害者福祉係 ☎3647-4952 FAX 3647-4910

重度の心身障害により日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方(施設入所等を除く)に支給されます。ただし、本人および扶養義務者の所得制限があります。

■月額 15,690円



重度心身障害者手当

【お問合せ先】 障害者支援課障害者福祉係 ☎3647-4952 FAX 3647-4910

在宅で、次のいずれかに該当する方に支給されます。

ただし、所得制限があります(20歳未満については扶養義務者の所得)。

- (1) 重度の知的障害で著しい精神症状を有する方
- (2) 重度の知的障害と重度の身体障害が重複する方
- (3) 重度の肢体不自由で両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難な方

■月額 60,000円

心身障害者福祉手当

【お問合せ先】 障害者支援課障害者福祉係 ☎3647-4952 FAX 3647-4910

次のいずれかに該当する方(施設入所等を除く)に支給されます。

ただし、所得制限があります(20歳未満については扶養義務者の所得)。

- (1) 身体障害者手帳3級の方 月額 7,750円
- (2) 愛の手帳4度の方 月額 7,750円
- (3) 指定難病(都からの認定を受けている)の方 月額15,500円

※小児慢性疾患の方はご相談ください。

心身障害者医療費助成

【お問合せ先】 障害者支援課障害者福祉係 ☎3647-4952 FAX 3647-4910

身体障害者手帳1・2級(内部障害含む方は3級以上)、愛の手帳1・2度の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方。ただし、所得制限があります(20歳未満については扶養義務者の所得)。

<対象とならない方>

江東区子ども医療費助成制度(マル子)を受給している方

自動車燃料費の助成

【お問合せ先】 障害者支援課障害者福祉係 ☎3647-4952 FAX 3647-4910

在宅の障害児(者)の方、またはその方と同じ生計を営む方が所有する車が自動車税・軽自動車税の減免を受けている場合に、自動車燃料費を月額3,650円を限度として助成します。対象者は、身体障害者手帳1級(視覚含む方は2級以上、下肢・体幹及び移動機能障害含む方は3級以上)、愛の手帳1・2度の方。ただしタクシー券の交付を受けている方は除きます。

自立支援(育成)医療

各保健相談所

■対象

18歳未満の身体に障害のあるこどもで、治療を受けることで確実な治療効果が期待できる場合

■内容(公費負担額・助成)

- ・指定医療機関において、早い時期に治療し、生活能力を得るために必要な医療を給付
- ・医療費の自己負担額の一部を助成



療育給付

各保健相談所

■対象

18歳未満のこどもが結核で入院した場合



■内容(公費負担額・助成)

- ・指定医療機関において、入院医療の給付を行うとともに、学習や療養生活に必要な物品を支給
- ・医療費の自己負担額の一部を助成

小児慢性特定疾病医療費助成

各保健相談所

■対象

18歳未満(認定患者で18歳に達した時点で引き続き医療を受ける場合は20歳未満)で小児がん、慢性腎疾患、先天性代謝異常などの対象疾病にかかり、認定基準を満たしている方



■内容(公費負担額・助成)

医療費の自己負担額の一部を助成

小児慢性特定疾病児童の日常生活用具給付

各保健相談所

■対象

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの在宅療養中の方で、用具ごとの要件を満たしている方
※児童福祉法や障害者総合支援法の施策の対象となる方は該当しません。

■内容(公費負担額・助成)

電気式たん吸引器、ネブライザー等の対象用具を給付
※世帯の所得により自己負担あり

小児精神病医療費助成

各保健相談所

■対象

18歳未満(認定患者で18歳に達した時点で引き続き入院医療を受ける場合は20歳の誕生月の末日まで)で精神障害の治療のため精神科に入院している方



■内容(公費負担額・助成)

医療保険を適用し、自己負担額の一部を助成
※入院中の食事療養標準負担額は自己負担

大気汚染医療費助成

お問合せ先 保健所健康推進課公害保健係 ☎3647-9564

■対象

気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫にり患し、都内に引き続き1年以上(3歳未満は6か月以上)在住している18歳未満の認定基準を満たしている方



■内容(公費負担額・助成)

①医療券の有効期間内に、医療券に記載された疾病の治療に要した医療費のうち、健康保険を適用した後の自己負担額について東京都が助成します。



ご家族みなさまの
 これからの健康のために
 誠心誠意
 サポートいたします。



医療法人社団 篠宮会



篠宮クリニック

外科

内科

整形外科

脳神経外科

消化器外科

CT検査

予約不要

「当日診断」を心がけています。
 いざという時のお子様の怪我の診断も
 お受けしています。

自費診療 医療レーザー脱毛

女性 両ワキ:3,500円(税込)/回

「労災」・「自賠責」
 承っております

篠宮クリニック SHINOMIYA Clinic 【受付時間】

TEL.03-3631-6393

〒135-0004

江東区森下1-5-10 篠宮ビル2F

都営大江戸線森下駅

A7出口より30メートル



篠宮クリニック

検索

	午前	午後
月・火・金	9:00~12:10	15:30~18:40
水・土	9:00~12:10	14:00~16:20
木・日・祝	休診	休診

土曜日も夕方まで診療しております

その他の支援

紙おむつの支給

お問合せ先 障害者支援課障害者福祉係 ☎3647-4952 FAX 3647-4910

3歳以上の身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の方で、寝たきりの状態または失禁状態にあり、常時おむつを使用している方に紙おむつをお届けします。
ただし、所得制限があります(20歳未満については扶養義務者の所得)。

紙おむつ購入費の現金支給

お問合せ先 障害者支援課障害者福祉係 ☎3647-4952 FAX 3647-4910

3歳以上の身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の方で、現在入院中で病院指定のおむつしか使えない方に月額7,500円を限度として支給します。
ただし、所得制限があります(20歳未満については扶養義務者の所得)。

緊急一時保護(障害者団体およびホームヘルパー)

お問合せ先 障害者支援課障害者福祉係 ☎3647-4952 FAX 3647-4910

心身障害児(者)を介護している保護者や家族などが疾病・事故・冠婚葬祭などの緊急の理由により一時的に介護できなくなったとき、保護者に代わって一定期間保護します。対象者は身体障害者手帳1・2級および愛の手帳所持者、脳性まひ、進行性筋萎縮症の方。

重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業

お問合せ先 障害者支援課障害児支援係 ☎3647-7559 FAX 3647-4910

医療的ケアが必要な在宅の障害児(者)のご家族の休養のため、訪問看護師がご自宅等に出向いて一定時間ご家族に代わって障害児(者)のケアを行います。

■対象者 (1)または(2)に該当し訪問看護サービスを受けている方

(1)医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児(者)※を介護する家族等

(2)医療的ケアが必要な在宅の障害児(18歳未満)を介護する家族等

※重症心身障害児(者)とは愛の手帳1・2度程度の知的障害と身体障害者手帳1・2級の肢体不自由の障害が重複している方のうち、18歳未満でその状態になった方を言います。

■利用可能時間

1年度(4月から翌年3月まで)144時間まで利用できます。1回あたり2時間から4時間までの30分単位の利用が可能です。

■費用負担 原則1割負担ですが、所得に応じた負担軽減があります。

寝具乾燥消毒水洗い

お問合せ先 障害者支援課障害者福祉係 ☎3647-4952 FAX 3647-4910

3歳以上で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の方で、常時寝たきりまたは失禁状態にある在宅の方に、寝具の乾燥消毒を年10回、汚れ落としを年1回、水洗いを年1回行います。
ただし、所得制限があります(20歳未満については扶養義務者の所得)。

出張調髪サービス

お問合せ先 障害者支援課障害者福祉係 ☎3647-4952 FAX 3647-4910

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の方で、常時寝たきりの状態等のため、店舗での調髪が困難な在宅の方に、年6回、理容店または美容院から出張調髪します。
ただし、所得制限があります(20歳未満については扶養義務者の所得)。



福祉タクシー(リフト付も含む)

お問合せ先 障害者支援課障害者福祉係 ☎3647-4952 FAX 3647-4910

■福祉タクシー

在宅の障害児(者)の方の外出の機会と生活圏の拡大を図るため、タクシー券(年額43,800円を限度)を交付します。対象者は身体障害者手帳1級(視覚含む方は2級以上、下肢・体幹及び移動機能障害含む方は3級以上)、愛の手帳1・2度の方。

ただし、自動車燃料費の助成を受けている方は除きます。

■リフト付福祉タクシー

一般の交通手段を利用することが困難な重度障害児(者)で車椅子を利用する方、寝たきりの方が、生活圏を広げ、あるいは社会活動に参加する機会を増やすことを目的として運行します。対象者は福祉タクシーと同じです。事前に利用登録した上で、指定のタクシー会社へ直接予約をして利用できます。

(利用時間)午前8時～午後8時 一般の普通車タクシーの運賃と同じ料金です。

補装具(購入費・借受費・修理費)の支給

お問合せ先 障害者支援課身体障害相談係 ☎3647-4953 FAX 3647-4910
☎3647-4958

身体障害児(者)の身体機能を補うために補装具(購入費・借受費・修理費)の支給を行います。原則として、1割の利用者負担があります。

中等度難聴児補聴器購入費支給

お問合せ先 障害者支援課身体障害相談係 ☎3647-4953 FAX 3647-4910
☎3647-4958

中等度難聴児の方に、補聴器の購入費用の一部を支給します。基準額137,000円と補聴器の購入費用を比較して、少ない額の9/10が支給額となります(非課税世帯・生活保護世帯は10/10)。次のいずれにも該当する18歳未満の児童が対象です。

ただし、区民税所得割の金額が46万円以上の方がいる世帯は対象になりません。

- (1)身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象ではない方
- (2)両耳の聴力レベルが概ね30デシベル以上である方
- (3)補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断している方

日常生活用具の給付

お問合せ先 障害者支援課身体障害相談係 ☎3647-4953
☎3647-4958
障害者支援課愛の手帳相談係 ☎3647-4954 FAX(各係共通) 3647-4910

在宅の重度心身障害児(者)の日常生活を容易にするために日常生活用具等を給付します。原則として、1割の利用者負担があります。また、年齢により給付できないものもあります。



都営交通無料乗車券

お問合せ先 障害者支援課身体障害相談係 ☎3647-4953
☎3647-4958
障害者支援課愛の手帳相談係 ☎3647-4954 FAX(各係共通) 3647-4910

区内居住の方で、身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方に都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナーの無料乗車券を発行します。

居宅介護(ホームヘルプサービス)・移動支援

お問合せ先 障害者支援課在宅生活相談係 ☎3647-4308
障害者支援課障害児支援係 ☎3647-7559 FAX(各係共通)3647-4910

障害児(者)に、障害状況や保護者の状況に応じて日常生活を営むのに必要な身体介護、通院介助および移動外出支援を提供します。

障害児(者)短期入所(ショートステイ)

お問合せ先 障害者支援課身体障害相談係 ☎3647-4953
☎3647-4958
障害者支援課愛の手帳相談係 ☎3647-4954
障害者支援課障害児支援係 ☎3647-7559 FAX(各係共通) 3647-4910

保護者の疾病その他の理由により、家庭において介護を受けることが一時的に困難になった障害児(者)に施設での短期入所を提供します。利用にあたっては障害者総合支援法に基づくサービスの支給決定が必要となります。

障害者差別解消法について

お問合せ先 障害者施策課施策推進係 ☎3647-4749 FAX 3699-0329
メールアドレス:shisaku-k@city.koto.lg.jp

平成28年4月「障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」が施行されました。この法律は、国や市区町村などの行政機関、会社やお店などの民間事業者による「障害を理由とする差別」をなくすための法律です。

障害を理由とする差別には、次の2種類があります。

■不当な差別的取扱い

正当な理由がないのに、障害があるということでサービスの利用を拒否したり、制限したり、障害のない人にはつけないような条件をつけることです。

■合理的配慮の不提供

障害のある人からの何らかの配慮を求める意思の表明があったにも関わらず社会的障壁(*)を取り除く合理的な配慮をしないことです。

*社会的障壁:障害のある人にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁となる、次のようなものをいいます。

- ①社会における事物(通行・利用しにくい施設、設備など)
- ②制度(利用しにくい制度など)
- ③慣行(障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④概念(障害のある人への偏見など)

障害を理由とする差別で困った時は、上記窓口までご相談ください。

